

第5章

基本目標5 ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします

1 一般廃棄物対策の推進

1.1 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進

(1) 現況及び評価と課題

【循環型社会に向けた基盤づくり】

<市民活動の状況>

ア) 現況及び評価

環境に関するさまざまな問題を市民の立場から考え、ごみの減量や分別徹底、リサイクルの促進を目的に、各自治会から推薦された女性で構成された市民団体である「リサイクル女性会議」は、平成14年度より活動しています。

平成15年度からは、政令指定都市になったことに伴い、団体としての活動のほか、区ごとのより地域に密着した活動に力を入れています。

平成22年度の主な活動内容は、不用品の再利用を目的としたリサイクル教室の開催、さいたま市環境フォーラム・区民まつりでのリサイクルの普及・啓発、広報誌「護美だより」の発行などです。特に、リサイクル教室については、地元自治会や公民館から、講師派遣の依頼が数多く寄せられています。

イ) 課題

リサイクル教室等イベントについて、さまざまな機会をとらえ参加をいただいていることから、地域レベルの3R推進は図られています。

今後は、より広く身近なリサイクルの啓発を推進するため、効率的な活動内容の検討をしていただくようすすめていく必要があります。

<市民による学習活動の状況>

ア) 現況及び評価

本市では、ごみ減量・リサイクルの普及・啓発のため、市民を対象に、資源リサイクル工場などの見学会を実施しています。

東部リサイクルセンターで夏休みリサイクル学習教室を実施したほか、各施設で事前申し込みによる見学を受け付けました。また、岩槻環境センターにおいても夏休み親子リサイクル講座として施設見学会及び工作教室の計2回を開催し、参加者数は合計31人でした。

平成22年度の清掃関連施設の見学者数の合計は、昨年度よりやや増加し、およそ2万6千人でした。

イ) 課題

(西部環境センター)

見学時の限られた時間内でごみ処理の詳細、リサイクル、減量(3R)について理解できるよう説明方法等の改善を図っていきます。

(東部環境センター)

見学時の限られた時間内でごみの発生から分別、処理、リサイクル、減量(3R)について理解できるよう説明方法等の改善を図っていきます。

表 2-5-1 清掃関連施設の見学者数(平成22年度)

施設名	地区	内容	見学者数(人)
西部環境センター	西区	A	808
東部環境センター	見沼区	A	3,508
クリーンセンター大崎	緑区	A	5,073
岩槻環境センター	岩槻区	A、B	449
大宮南部浄化センター	見沼区	C	8,599
クリーンセンター西堀	桜区	C	43
東部リサイクルセンター	見沼区	B	7,304
見学者合計(人)			25,784

内容 A: 破碎・焼却処理、B: 再資源化施設、C: し尿・浄化槽汚泥処理施設



(クリーンセンター大崎)

見学时、ごみ処理の過程だけでなく、環境への配慮からごみの分別・リサイクルの大切さについても理解できるよう、説明の工夫を図っています。

現在、小学校の社会科の授業の一環で小学4年生の見学の対応を中心に行っていますが、本来業務である施設の維持管理上、市民の方を含めた見学の対応をこれ以上増やすことは難しい状況です。

(大宮南部浄化センター)

し尿処理について学び水環境の大切さを知ってもらうとともに、自然庭園では見沼田圃の生きものに触れ自然に親んでもらうよう、各展示や説明に工夫を図っています。今年度は市内在住の小学生以上の親子を対象に夏・冬期の自然観察会・環境学習会を実施しました。今後も近隣の小中学校等に働きかけ、施設のPRを行い、児童・生徒の環境学習に利用してもらうなど広報活動に努めていきます。

《エコ・ラム9》自然とふれあう場



大宮南部浄化センター内には、みぬま見聞館という環境学習施設と自然庭園が併設されています。

みぬま見聞館の自然庭園には様々な鳥たちが訪れてくれますが、中でも一際、美しく、人目を引いている鳥が、庭園のスター“カワセミ”です。



光の反射で羽がいろいろな色に変化し、見る者を楽しませてくれます。



この鳥は漢字では“翡翠”と書きますが、宝石の“ヒスイ”もこの字が当てられています。まさに水辺の宝石と言えるでしょう。(写真は、庭園を流れる“せせらぎ”に住む小魚を狙って枝に止まっているところです。見かけたら驚かさないようにしましょう)



謎の生き物? “フィールドサイン”



さて、この足跡はどんな動物が残したものでしょう?今年になって発見され、新種の生き物か?!と職員の間で話題になりました。いろいろ調べた結果、“イタチかテン”であろうという結論になりました。決め手になったのは足跡の形です。5本指が確認できること。(タヌキやキツネは4本指、イヌ、ネコも同じ)また、前後の足跡の形状が同じであること。(アラグマ、ハクビシン、ニホンザル等は前後で形状が異なります。)問題は足跡の大きさです。4~5cmほどあるので、テンではないか?と考えました。(イタチはもっと小さい)しかし、雑食性を考えるとイタチの可能性が高いです。このような足跡はフィールドサインと呼ばれ、動物の行動を知る手がかりとされています。



<出典> さいたま市大宮南部浄化センター みぬま見聞館だより No.20 平成23年6月1日発行

【ごみの発生抑制】

＜市民一人一日あたりのごみ排出量＞

ア) 現況及び評価

さいたま市では、家庭から排出されるごみを収集所で収集し、市内の4施設で焼却・破砕しています。

また、市内の事業者が排出する一般廃棄物については、有料で市の施設に持ち込むことができます。

平成22年度のごみ排出量（資源物を除く）は約35万tでした。その内訳は、家庭からの排出量約25万t、事業所からの排出量約10万tでした。

これを、市民一人一日あたりのごみ排出量（資源物を除く）に換算すると約778g/人日で、平成21年度に比べ約22gの減量が図られました。

一方、本市では、平成17年度の岩槻市との合併に伴い、平成18年3月に「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行い、「市民一人一日あたりのごみの排出量（資源物を除く）を平成16年度に対して、平成22年度までに60g以上（840gに）、平成29年度までに100g以上（780gに）削減すること」を目標としておりますが、平成22年度には29年度目標値を達成した排出量となっています。

今後は、基本計画改定によって新たな目標設定を行うことで、引き続きごみ減量を推進していきます。

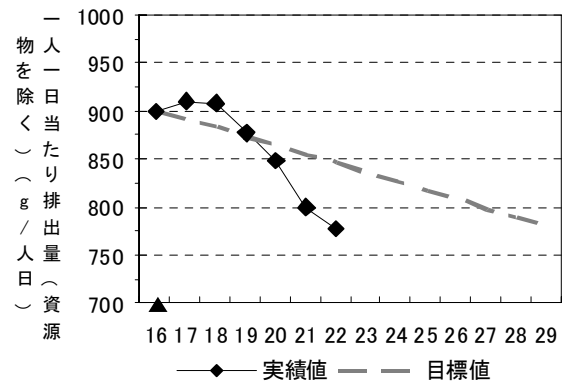


図 2-5-1 市民一人一日あたりのごみ排出量の推移

表 2-5-2 現況評価指標の推移(再掲)

指標	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
市民一人一日あたりのごみ排出量 (資源物を除く)(g/人日)	901	910	909	878	847	800	778	840g (平成22年度) 780g (平成29年度)
対前年度比	基準年度	×	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ) 課題

一般廃棄物の排出量は、今後人口増加、景気変動等の影響が見込まれるものの、家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向にあるものと予測しています。

今後は、平成22年10月より、更なる資源の有効利用、収集効率の向上を図るため、岩槻区の分別方法を他区と統一したことを踏まえ、市全体としての更なる分別徹底、ひいてはごみの発生抑制を推進することが重要課題です。

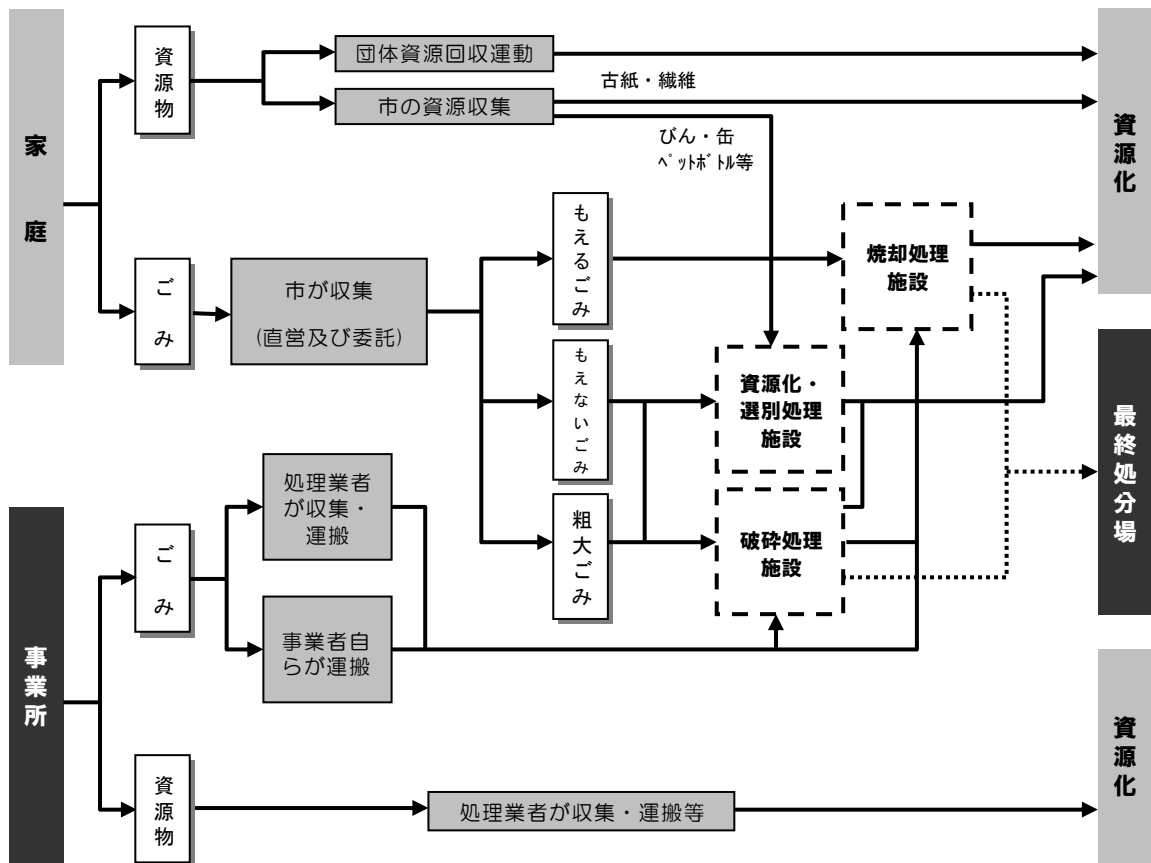


図 2-5-2 さいたま市のごみ処理フロー

表 2-5-3 さいたま市のごみ・リサイクルに関連する施設

施設名	所在地	破砕・焼却	灰溶融	資源物の選別	埋立（最終処分）
		もえるごみの焼却、 もえないごみ・粗大 ごみの破砕	焼却灰を溶融スラグ として再利用する	ガラス・金属などの 資源物の選別処理	もえないごみ及び焼 却灰の埋立
クリーンセンター大崎	緑区	●			
東部環境センター	見沼区	●			
西部環境センター	西区	●	●		
岩槻環境センター	岩槻区	●		●	
東部リサイクルセンター	見沼区			●	
鈴谷清掃工場	中央区			●	
民間の選別施設	—			●	
うらわフェニックス	緑区				●
環境広場	見沼区				●
県・民間の最終処分場	—				●
清掃事務所 (大崎、西、東)	収集所に排出されるごみの収集、ふれあい収集				
<ul style="list-style-type: none"> ・選別後の資源物は、民間業者等により再生利用（資源化）される ・収集された古紙・繊維類は、収集後直接問屋等に持ち込まれて再生利用（資源化）される ・東部リサイクルセンター、岩槻環境センターでは、家具類の再使用の展示販売も行っている 					

※与野清掃事務所は、平成 22 年 3 月 31 日をもって閉鎖となりました。

(2) 個別施策の実施状況と課題

■ 団体資源回収運動補助事業

事業内容	本市では、子ども会、自治会、小中学校の PTA など営利を目的としない団体に呼びかけて、古紙類、繊維類、びん・かん、金属類などを定期的に回収し資源物回収業者に引き渡す団体資源回収運動を進めています。年 4 回以上、合計 2,000kg 以上の資源回収を行った団体に対して、1kg あたり 5 円の補助金を、予算の範囲内にて交付しています。（上限 100 万円）			
主な成果		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	実施団体数	428 団体	416 団体	427 団体
	総回収量	16,860,754kg	15,605,874kg	15,555,636kg
	補助金額	74,210,000 円	73,490,400 円	73,355,400 円
目標との整合・今後の課題	団体資源回収運動の実施団体及び回収量の増加をさらに図るため、より一層の普及・啓発を行います。			


■ クリーンさいたま推進員事業

事業内容	本市では、ごみの減量化と適正な処理を推進するため、行政と市民をつなぐ地域のリーダーとして「クリーンさいたま推進員」を、自治会からの推薦者に委嘱して、ごみの分別・減量化の推進を図っています。
主な成果	平成 22 年度は、前年度に委嘱を受けた 1,571 人（平成 22 年度末現在）のクリーンさいたま推進員に対し、活動内容等の説明会を実施することで、ごみ減量化の推進、ごみ出しルールの周知徹底、地域の美化への積極的な取組などの強化を図りました。
目標との整合・今後の課題	今後もクリーンさいたま推進員の協力のもと、市内の各地域でごみの分別・減量化の推進を図ります。

■ごみ懇談会

事業内容	自治会や市民団体主催のごみ懇談会や小・中学校の授業に職員を派遣し、ごみ減量の重要性を説明し、リデュース・リユース・リサイクルへの協力をお願いするなど、ごみ減量の啓発に努めています。			
主な成果	ごみ懇談会の開催			
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	回数	11 回	11 回	11 回
	参加人数	487 人	803 人	739 人
目標との整合・今後の課題	引き続き、リデュース・リユース・リサイクルの 3R の啓発に努め、ごみの減量化を推進していきます。			

■緑区区民まつりにおけるリユース食器の利用

事業内容	リユース食器の導入により、安易な使い捨てを抑制します。	
主な成果	リユース食器を使用し、環境に配慮した区民まつりを開催しました。	
	26.9kg のごみの減量を達成しました。	
		
目標との整合・今後の課題	3 年間の使用により、安易な使い捨てを抑制し、環境啓発が図られ、目標との整合がとれたと思います。今後の課題は、使い捨てに比べて経費がかさむため、環境に対するより強い意識が必要となります。	

■さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言事業

事業内容	事業者や市民団体が、市と連携協働して循環型社会の構築を目指し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる 3R を推進し、積極的にごみの減量に向けた取組を行うことを宣言し、実践するものです。市では、宣言団体の活動内容などを市のホームページ等で紹介し、広く市民に周知するとともに、のぼり旗等を貸与し活動の支援を行います。
主な成果	平成 22 年度は、10 の事業者と 10 の市民団体が宣言団体として、3R の取組を実践しました。市では、ホームページと「さいちゃんの環境通信」で取組などを紹介しました。
目標との整合・今後の課題	宣言団体の増加を図り、3R の推進に努めます。

1.2 再生利用(リサイクル)の推進

(1) 現況及び評価と課題

<家庭から排出される資源物>

ア) 現況及び評価

資源物は、収集所から回収されるほかに、自治会・子ども会・小学校・PTAなどの団体が実施している団体資源回収運動によって、直接、再生利用事業者などが資源化しています。

平成22年度の資源物排出量は、基本計画の基準年度である平成16年度から約0.7万t増えて、約7万2千tでした。

なお、市民一人一日あたりの資源物排出量は、約160g/人/日となっています。

表 2-5-4 家庭から排出される資源物のリサイクル推進に係る現況

指標	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
家庭からの資源物排出量(t)	57,947	67,664	66,678	63,661	59,359	57,105	56,403
団体資源回収運動による資源物回収量(t)	13,319	17,038	17,106	17,063	16,861	15,606	15,556
合計(t)	71,266	84,702	83,784	80,724	76,107	72,711	71,959
一人一日あたりの資源物排出量(g/人/日)	183	196	193	184	172	163	160

健全な循環型社会を形成するためには、従来、ごみとしていたものを資源物として分別すれば済むのではなく、排出する資源物量の削減も同時に目指していくことが重要です。

家庭における資源物の分別促進と、市場を活用したリサイクル推進の指標として、市民1万人あたりの団体資源回収運動の団体数を取り上げました。

平成16年度には、市民1万人あたり約3団体が活動していましたが、今後も当面の間人口の増加が見込まれるため、目標は「平成32年度においても基準年と同等の状態が維持されること」としました。

これに照らすと、平成22年度の市民1万人あたりの団体数は約3.5団体と、目標を達成しています。今後とも、資源回収運動の活性化を図るため、さらなる普及促進を行っていきます。

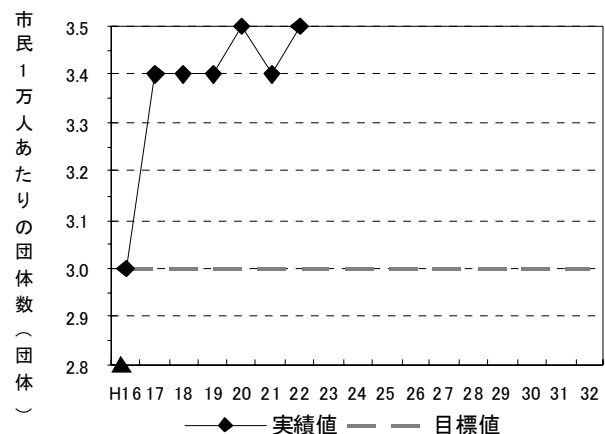


図 2-5-3 市民1万人あたりの団体数の推移

表 2-5-5 現況評価指標の推移

指標	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標値(年)
団体資源回収運動実施団体数	320	399	402	412	428	416	427	
市民1万人あたりの団体数(10月1日現在)	3.0	3.4	3.4	3.4	3.5	3.4	3.5	3.0 以上 (平成 32 年度)
対前年比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を越えている。

イ) 課題

分別啓発の浸透、景気の低迷等の要因により、資源物を含めたごみ排出量が年々減少傾向にあることから、可燃ごみ中に含まれる紙ごみ等の資源物の分別徹底、団体資源回収運動の更なる推進等を図り、資源化量を増加する必要があります。

＜市全体のリサイクルシステムの構築＞

ア) 現況及び評価

さいたま市の廃棄物処理システムを資源循環型のものとするため、家庭から排出される資源物の分別収集とともに、焼却灰のリサイクルに取り組んでいます。

西区、見沼区、緑区の 3 つの焼却施設でごみを焼却した後に発生する焼却灰と灰の固化物はセメント原料として再利用しています。また、西区の西部環境センターには、焼却灰の熔融処理施設があり、焼却灰を再生資源となる熔融スラグと熔融メタルに変えて有効利用を進めています。

そこで、市全体のリサイクルシステム構築の指標を「ごみの排出量に対する資源物及び焼却灰等の再生利用率」とし、目標値を「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」の目標「平成 22 年度までに 26%以上とし、平成 29 年度に 34%以上とする」としました。基準年度は、上記基本計画の基準年度である平成 16 年度としました。

平成 22 年度の再生利用率は、前年度比では上昇したものの、22 年度目標値を達成することはできませんでした。

表 2-5-6 平成 20～22 年度の資源物等の再利用状況

指標	20 年度	21 年度	22 年度
ごみの総排出量(t)	452,751.31	431,549.07	423,978.62
資源化量(t)			
合計	99,744.00	94,131.39	95,314.84
資源物からの資源回収	58,757.98	54,594.29	54,536.96
不燃物からの資源回収	5,936.92	4,865.96	4,349.81
有害危険ごみからの資源回収	461.73	405.40	377.48
事業系ごみからの資源回収	2,079.49	1,726.76	1,688.95
団体資源回収運動	16,860.75	15,605.76	15,555.64
焼却灰等の有効利用	15,647.13	16,933.22	18,806.00
再生利用率(%)	22.03	21.81	22.48

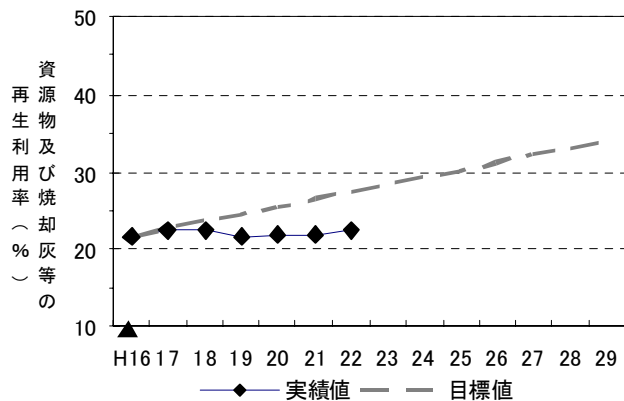


図 2-5-4 資源物及び焼却灰等の再生利用率の推移

表 2-5-7 現況評価指標の推移

指標	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
ごみの総排出量(t)	470,846	483,440	484,142	469,710	452,751	431,549	423,979	
資源化量(資源物及び焼却灰等の再利用)(t)	102,058	108,109	108,959	101,868	99,744	94,131	95,315	
ごみ排出量に対する資源物及び焼却灰等の再生利用率(%)	21.7	22.4	22.5	21.7	22.0	21.8	22.5	26%以上 (平成22年度) 34%以上 (平成29年度)
対前年度比	基準年度	○	○	△	○	△	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ) 課題

今後は、長期目標を達成するため、より一層の分別の徹底を図るとともに、焼却灰・溶融スラグ等の有効利用を推進する必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

■市が発注する公共工事におけるリサイクルの推進

事業内容	さいたま市では、公共事業の実施にあたり、再生資源の利用を促進すると同時に、工事に伴って発生する廃棄物の再利用・再生利用に取り組んでいます。
主な成果	公共工事における再生アスファルト合材・再生砕石・再生砂等の利用促進及び建設発生土、汚泥等のリサイクルの促進を図りました。 また、平成23年3月に建設副産物の手引きを見直し、一層の取り組み強化を図るために平成27年度までのリサイクルの目標値を定めました。
目標との整合・今後の課題	市が発注する公共事業において、さらなるリサイクルの推進を図ります。

■古書リサイクルの推進

事業内容	図書館では、古書のリサイクルとして、除籍した本や市民から寄贈された本を公共施設に提供する頒布会を開催しています。また市民向けには「古本バザール」「古本リサイクル」を開催し、無償提供しています。																																
主な成果	<p>古書のリサイクル(公共施設向け頒布会)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加施設</td> <td>42施設</td> <td>39施設</td> <td>39施設</td> </tr> <tr> <td>提供冊数</td> <td>8,400冊</td> <td>7,525冊</td> <td>10,386冊</td> </tr> <tr> <td>再利用冊数</td> <td>2,174冊(約25.9%)</td> <td>3,483冊(約46.3%)</td> <td>2,831冊(約27.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>古書のリサイクル(市民向け)</p> <p>22年度は、大宮図書館、大宮西部図書館、片柳図書館の3館が初めて古本リサイクルを行いました。</p> <p>23年度は、節電を考慮し、時期をずらして開催する予定です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者数</td> <td>7,594人</td> <td>11,308人</td> <td>9,311人</td> </tr> <tr> <td>提供冊数</td> <td>52,316冊</td> <td>65,181冊</td> <td>78,842冊</td> </tr> <tr> <td>再利用冊数</td> <td>37,040冊(約70.8%)</td> <td>45,713冊(約70.1%)</td> <td>50,687冊(約64.3%)</td> </tr> </tbody> </table>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	参加施設	42施設	39施設	39施設	提供冊数	8,400冊	7,525冊	10,386冊	再利用冊数	2,174冊(約25.9%)	3,483冊(約46.3%)	2,831冊(約27.3%)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	来場者数	7,594人	11,308人	9,311人	提供冊数	52,316冊	65,181冊	78,842冊	再利用冊数	37,040冊(約70.8%)	45,713冊(約70.1%)	50,687冊(約64.3%)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																														
参加施設	42施設	39施設	39施設																														
提供冊数	8,400冊	7,525冊	10,386冊																														
再利用冊数	2,174冊(約25.9%)	3,483冊(約46.3%)	2,831冊(約27.3%)																														
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																														
来場者数	7,594人	11,308人	9,311人																														
提供冊数	52,316冊	65,181冊	78,842冊																														
再利用冊数	37,040冊(約70.8%)	45,713冊(約70.1%)	50,687冊(約64.3%)																														
目標との整合・今後の課題	今後も、リサイクルの機会を通じて古書をより有効に活用します。																																

■東部環境センター残渣処分事業(残渣処分最終処分場延命化対策事業)

事業内容	当センターから発生する焼却灰の一部を人工砂化し、資源化及び最終処分場の延命化を図ります。
主な成果	平成 22 年度において、当センターから発生した焼却灰のうち 1,892t/年を人工砂化し、資源化を図りました。
目標との整合・今後の課題	今後も焼却灰のセメント化と合わせて、人工砂化を促進します。

【情報の公開と共有】

■リサイクル基金活用事業(「環境通信」の作成と全戸配布)

事業内容	分別収集した資源物の売払い金を積み立てた「リサイクル基金」を活用して、「さいちゃんの環境通信」を作成し、市内へ全戸配布を行うことで、循環型社会構築に向けた市民意識の向上を目指しています。
主な成果	「環境通信」の作成と配布 1,070,200 部
目標との整合・今後の課題	「環境通信」については、掲載内容の充実に努めるよう心がけます。

■下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再利用の促進

事業内容	市の施設で排出している廃棄物の中で下水処理センター(浦和区)では、排出する下水汚泥をセメント原料として全量再資源化ルートに回しています。															
主な成果	下水処理センターの汚泥再利用(セメント原料化)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>排出汚泥量</td> <td>1,445t</td> <td>1,497t</td> <td>1,419t</td> <td>1,412t</td> </tr> </tbody> </table>		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	リサイクル率	100%	100%	100%	100%	排出汚泥量	1,445t	1,497t	1,419t	1,412t
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度												
リサイクル率	100%	100%	100%	100%												
排出汚泥量	1,445t	1,497t	1,419t	1,412t												
目標との整合・今後の課題	今後もこのリサイクル率 100%を維持していきます。															

■し尿汚泥の堆肥原料としての再生促進

事業内容	市の施設で排出している廃棄物の中で大宮南部浄化センター(見沼区)では、くみ取り収集したし尿や、浄化槽汚泥を処理した後に発生するし尿汚泥の一部を、堆肥に再生しています。															
主な成果	し尿汚泥の再生(堆肥化)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>26.8%</td> <td>28.2%</td> <td>31.8%</td> <td>36.8%</td> </tr> <tr> <td>し尿汚泥の再生利用量</td> <td>292t</td> <td>278t</td> <td>313t</td> <td>314t</td> </tr> </tbody> </table>		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	リサイクル率	26.8%	28.2%	31.8%	36.8%	し尿汚泥の再生利用量	292t	278t	313t	314t
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度												
リサイクル率	26.8%	28.2%	31.8%	36.8%												
し尿汚泥の再生利用量	292t	278t	313t	314t												
目標との整合・今後の課題	し尿汚泥の再生による堆肥の安定した生産を目指します。															

■中央区役所における紙類の再資源化の促進(「ラ・ミーゴ作戦」への参加)

事業内容	中央区役所では、さいたま商工会議所与野支所が行っている紙類の再生事業「ラ・ミーゴ作戦」に参加し、平成 22 年度には合計約 16t の紙類を再資源化のルートに回しました。																												
主な成果	古紙再生を推進した結果、廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ)排出量が平成 18 年度比-28%となりました。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">回収量</td> <td>合計</td> <td>19,760 kg</td> <td>19,970 kg</td> <td>20,870 kg</td> <td>16,620kg</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>新聞紙</td> <td>—</td> <td>2,880kg</td> <td>2,750kg</td> <td>1,990kg</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>—</td> <td>14,040kg</td> <td>15,590kg</td> <td>12,200kg</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>—</td> <td>3,050kg</td> <td>2,530kg</td> <td>2,430kg</td> </tr> </tbody> </table>			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	回収量	合計	19,760 kg	19,970 kg	20,870 kg	16,620kg	内訳	新聞紙	—	2,880kg	2,750kg	1,990kg	雑誌	—	14,040kg	15,590kg	12,200kg	段ボール	—	3,050kg	2,530kg	2,430kg
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度																								
回収量	合計	19,760 kg	19,970 kg	20,870 kg	16,620kg																								
	内訳	新聞紙	—	2,880kg	2,750kg	1,990kg																							
		雑誌	—	14,040kg	15,590kg	12,200kg																							
		段ボール	—	3,050kg	2,530kg	2,430kg																							
目標との整合・今後の課題	引き続き、紙類の再資源化を促進します。																												

1.3 適正処理の推進

(1) 現況及び評価と課題

<一般廃棄物の処理>

ア) 現況及び評価

市内 4 つの処理施設で焼却・破碎されたごみの焼却灰（資源化されない部分）や残渣などの最終処分量の合計は、平成 22 年度には 31,241t で、平成 21 年度に比べると約 3,708t 減少しました。

埋立ては、市内のうらわフェニックスと環境広場の 2 つの最終処分場並びに埼玉県寄居町の県営最終処分場などに埋め立てています。

市内の最終処分場の残余容量は、平成 22 年度末には約 165,017m³です。最近の年間埋立量（最終処分量）から推計すると、今後 10 年程度はこれらの施設に埋立てが可能と考えられますが、現存施設をできるだけ長期間使用できるように、焼却灰をセメントとして有効利用するなど、埋立量を抑制し延命化に努めることが重要です。

表 2-5-8 ごみ処理に係る現況

指標	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
最終処分量(t)	49,328	50,166	44,621	44,845	38,099	34,949	31,241
市内埋立量(t)	25,657	27,288	24,250	25,141	21,541	16,196	14,312
市外埋立量(t)	23,671	22,878	20,371	19,704	16,558	18,753	16,929

表 2-5-9 市内の最終処分場の現況(一般廃棄物)

		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
環境広場	容量(m ³)	208,100	208,100	208,100	208,100
	埋立率(%)	64.2	66.8	76.0	76.9
	残余容量(m ³)	74,416	69,073	49,755	47,985
うらわフェニックス	容量(m ³)	372,700	372,700	372,700	372,700
	埋立率(%)	59.3	60.4	67.0	68.6
	残余容量(m ³)	151,587	147,569	122,895	117,032

※ 表の残余容量には、最終覆土量(環境広場 15,079m³、うらわフェニックス 21,180m³)が含まれます。実際の廃棄物埋立可能量は表の残余容量から該当施設の最終覆土量を差引いた値となります。

そこで、一般廃棄物の処理の状況を表す指標を「ごみ排出量に対する最終処分比率の削減」とし、目標値を「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」の目標「ごみ排出量に対する最終処分比率を平成 22 年度までに 8%以下とし、平成 29 年度に 6%以下とする」としました。また基準年度は同計画の基準年度である平成 16 年度としました。

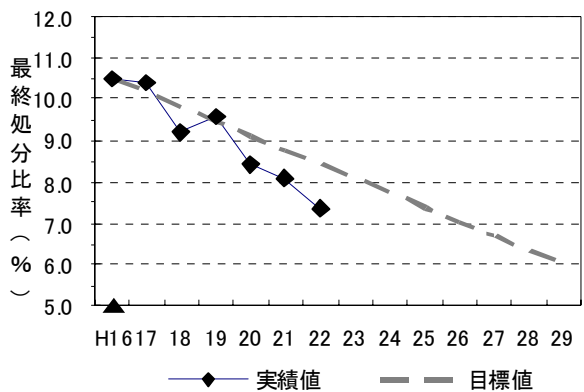


図 2-5-5 最終処分比率の推移

表 2-5-10 現状評価指標の推移

指標	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
ごみ排出量(t)	470,846	483,440	484,142	469,710	452,751	431,549	423,979	
最終処分量(t)	49,328	50,166	44,621	44,845	38,099	34,949	31,241	
一般廃棄物の最終処分比率(%)	10.5	10.4	9.22	9.55	8.41	8.10	7.37	8%以下 (平成22年度) 6%以下 (平成29年度)
対前年度比	基準年度	○	○	△	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	○	△	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ) 課題

本市は、都市地域という地域性から見ても、用地などの確保が非常に困難であるので、民間最終処分場への搬出のほか、更なる処理残渣の資源化を進め、最終処分比率を低下させなくてはなりません。

(2) 個別施策の実施状況と課題

【ごみの不適正処理に対する監視】

■ 不法投棄防止・早期発見事業

事業内容	不法投棄や野外焼却などを防止するため、関係部署と連携を図り、早朝・夜間等の監視パトロールを実施し、不法投棄されやすい場所への不法投棄防止警告看板の設置を行い、未然防止、早期発見・撤去を行っています。				
主な成果	不法投棄などを防止するため、産業廃棄物指導課・廃棄物対策課・各清掃事務所による監視パトロールや委託による夜間監視パトロール及び監視カメラの設置などを実施しています。				
	確認された不適切処理件数				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	野外焼却	67件	28件	14件	33件
	不法投棄	82件	29件	14件	50件
	保管基準違反	1件	10件	11件	15件
	悪臭	0件	0件	0件	2件
	粉じん・飛散	0件	0件	0件	2件
	その他	11件	0件	0件	7件
	合計	161件	67件	39件	109件
目標との整合・今後の課題	野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止対策				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	通常パトロール	315件	203件	139件	234件
	休日パトロール	16件	10件	1件	3件
	早朝・夜間パトロール	30件	31件	11件	6件
夜間監視パトロール委託の実施	270日	365日	365日	365日	
目標との整合・今後の課題	不法投棄を早期に発見・撤去するため、継続して、不法投棄の多い地区を重点的に監視パトロールします。				

【路上喫煙及びポイ捨て防止の強化】

■路上喫煙及びポイ捨て防止の強化


事業内容	<p>人が多く集まる場所での路上喫煙は、副流煙による不快感や健康被害はもとより、他の歩行者への火傷や被服の焼け焦げ、吸い殻のポイ捨て、さらには、吸い殻の不始末による火災に至るまで、さまざまな問題が指摘されています。</p> <p>このため、新たに路上喫煙の防止を定めた『さいたま市路上喫煙及び空き缶などのポイ捨ての防止に関する条例』の施行により、快適な生活環境の確保と、安全・安心できれいなまちづくりを進めることを目指します。</p>
主な成果	<p>大宮駅周辺、浦和駅周辺、南浦和駅周辺を路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域に指定し、区域内での路上喫煙及びポイ捨て行為について、環境美化指導員が巡回指導を行っており、条例施行前と比較すると路上喫煙者は減ってきています。</p>
目標との整合・今後の課題	<p>条例施行により路上喫煙は減少していますが、路上喫煙、ポイ捨て行為ともに、今後もさらなる巡回指導及び啓発活動などが必要な状況です。</p>

【人材育成・啓発に関する活動】

■市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施(荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動)

事業内容	<p>【不法投棄物の撤去作業】</p> <p>ごみが散乱した場所には、さらなる不法投棄が行われやすい傾向があります。また、市民が清掃を行うことで、地域社会に不法投棄しづらい意識が生まれます。</p> <p>そこで、平成22年11月13日に、さいたま市と上尾市合同による荒川クリーン協議会で、ボランティア団体参加の荒川河川敷不法投棄物の撤去作業を行いました。本市区域ではボランティア団体等116人が参加し、撤去した不法投棄物は1,620kgになりました。</p> <p>【ごみゼロキャンペーン】</p> <p>市内全域を対象にした活動としては、ごみゼロの日(5月30日)に、「さいたま市ごみゼロキャンペーン市民清掃活動」として、道路、公園等のポイ捨てごみの収集を行いました。</p> <p>94,400人が参加され、収集したポイ捨てごみは115,470kgになりました。</p>			
主な成果		平成20年度	平成21年度	平成22年度
	荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去	参加者 91人	雨天中止	参加者 116人
	ごみゼロキャンペーン市民清掃活動	参加者 90,630人	参加者 94,395人	参加者 94,400人
目標との整合・今後の課題	<p>ごみゼロキャンペーンに参加する方が増えるよう、さらに啓発を図ります。</p>			

■桜区クリーン活動の実施

事業内容	<p>桜区には、鴻沼川や鴨川の沿道や河川敷、旧堤防等に多くの桜の名所があり、開花時期には区の内外から多くの方々を訪れます。そこで、桜並木の周辺などを中心に桜区内の清掃活動を実施し、「ごみのないきれいな桜区」をアピールするとともに平素の環境美化意識の高揚を図ります。</p>	
主な成果	<p>桜区クリーン活動</p> <p>平成23年3月6日(日)9時から約1時間程度</p> <p>廃棄物回収量 可燃物 3,400kg 不燃物 1,360kg 計 4,760kg</p> <p>参加者数 5,245人</p>	
目標との整合・今後の課題	<p>平成23年度の桜区クリーン活動は、平成24年3月実施予定。</p> <p>理想とする最終目標はクリーン活動事業を行わないこと、すなわち、「ポイ捨てをせず、させず」清掃活動を行わなくても「きれいなまち」とすることです。現時点においては、啓発・教育の場になるよう事業を継続することが望ましいです。</p>	

【資源の循環に必要な施設の整備】

■ 廃棄物処理施設の整備

事業内容	市民リサイクル活動の機能を備えたリサイクルセンターについては、「循環型社会形成推進地域計画」において、新クリーンセンター内に熱回収施設と合わせて整備することとし、平成 26 年度の施設完成を目指します。
主な成果	施設整備に向け事業者と契約締結を行い施設の実施設設計を推進すると共に、都市計画決定のため環境影響評価書を作成し、公告及び縦覧を行いました。 また、搬入道路整備のため、橋梁拡幅工事に着手いたしました。
目標との整合・今後の課題	平成 23 年度には、旧し尿処理施設の解体工事及び旧埋立処分場の適正閉鎖工事を施工すると共に施設の実施設設計を行い、平成 24 年度に本体工事に着手する予定です。

1.4 重点施策事業の実施状況及び評価と課題

(1) 市民に対するごみ・資源分別の徹底

【生ごみ処理容器等購入費補助事業】

ア) 実施状況及び評価

さいたま市では、家庭から排出されるもえるごみの減量と、リサイクル意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器などを購入した世帯に購入費用の一部を補助金として交付しています。

平成 22 年度の補助実績は、電気式生ごみ処理機が 253 基、処理容器が 164 基、計 417 基で、平成 13 年度からの累計補助基数は 4,692 基でした。

市民が生ごみ処理を継続して行くと、1 基あたり 0.3t/年のもえるごみの減量が可能と考えられるので、全体で 1,408t のごみの発生抑制に貢献できていると考えられます。

そこで、生ごみ処理容器等導入促進の成果を表す目標を「年間 364 基の導入補助を継続し平成 32 年までで累計基数が 7,360 基に達すること」としました。これに照らすと、平成 22 年度は、長期的な目標値に順調に近づいていることが分かります。

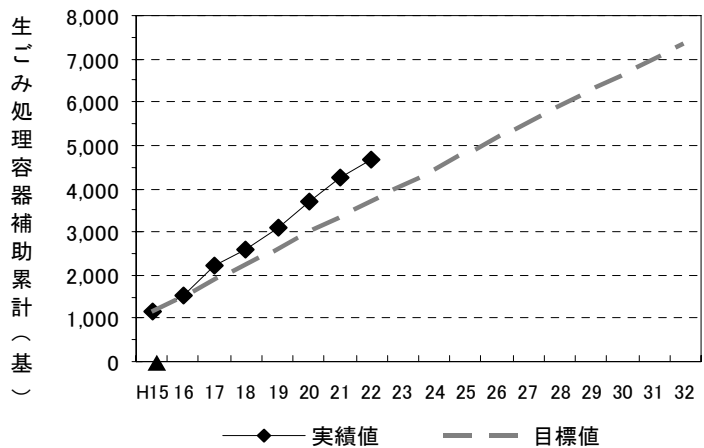


図 2-5-6 生ごみ処理容器補助累計の推移

表 2-5-11 施策評価指標の推移

指標	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標値(年度)
生ごみ処理容器購入補助基数の累計(基)	1,176	1,540	2,214	2,598	3,100	3,682	4,275	4,692	7,360 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	○	
生ごみ処理容器購入補助によるごみ減量の効果(推計)(t)	358	462	664	779	930	1,105	1,283	1,408	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

イ) 課題

今後とも、さらなる生ごみ減量化の普及・啓発に努めます。

(2) 事業者に対するごみの減量化・再資源化の推進

ア) 実施状況及び評価

本市では、「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」に基づき、大規模事業所（事業用に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上の建築物の所有者等）に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付けています。

平成 22 年度は、646 件の計画書が提出されました。計画書の内容を総合すると、これらの対象事業所から発生する事業系ごみの 66.0%が資源物として分別されているため、ごみの資源化が順調に普及していると言えます。

今後は、ごみ減量化・再資源化及び適正処理をさらに進めるため、立入検査による指導啓発を強化していくほか、未提出事業所に対する訪問催告を行うとともに、資源化率、減量計画書の提出率、計画書に基づくごみ減量実績などについての詳細な比較分析を行い、今後の施策に生かしていく予定です。

表 2-5-12 減量計画書の提出件数及び減量計画書に基づく前年度資源化率の推移

指標	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
減量計画書の提出件数(件)	389	287	343	474	458	614	626	646
減量計画書に基づく前年度の資源化率(%)	65.2	42.3	50.6	56.5	57.5	63.8	66.0	66.0

イ) 課題

ごみ減量・リサイクルへの取組が不十分であると判断した大規模事業所については、積極的に立入調査を実施していきます。

(3) 事業系ごみのリサイクルの促進

ア) 実施状況及び評価

事業所から排出される資源物は、事業所自らの責任で処理することが義務付けられています。

さいたま市では平成 14 年度から、事業所で分別排出されるびん、かん及び紙ごみのリサイクルを促進するため、独自のリサイクルルートを構築しています。当該ルートでは、事業者が、さいたま市一般廃棄物収集運搬許可業者を通して、これらの資源物を東部リサイクルセンターと市の指定する資源物中間処理施設に搬入した場合、本来は 170 円/10kg である処理手数料を 100 円/10kg に減額することで、事業系資源物の搬入促進を図っています。

平成 22 年度の事業系資源物の搬入量は、約 1,873t でした。

今後は事業所に対する指導・啓発・立入調査をさらに徹底し、事業者が自主的に資源物を東部リサイクルセンターや市指定施設に持ち込むよう、制度の普及を図る必要があります。

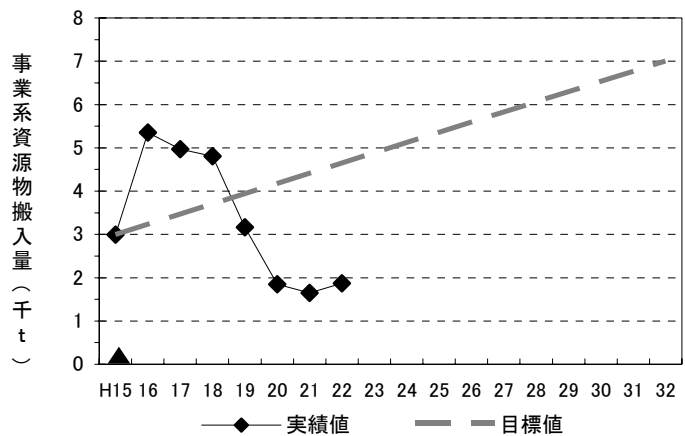


図 2-5-7 事業系資源物搬入量の推移

表 2-5-13 施策評価指標の推移

指標	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標値(年度)
事業系資源物搬入量(t)	2,995	5,356	4,972	4,804	3,167	1,846	1,646	1,873	7,000 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	△	△	×	×	×	△	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	△	×	×	×	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

イ)課題

資源物搬入量の増加を図るため、積極的な普及・啓発を図っていきます。

(4)事業系ごみの適正処理の指導

ア)実施状況及び評価

さいたま市では、事業系ごみを家庭ごみの収集所に出すことは禁止されています。収集所に事業系ごみが出されているとの通報があった場合、速やかに当該事業所に対し適正処理の指導を行っています。また、平成 22 年度は「事業ごみの処理ガイド」を 42,000 部作成し、区役所くらし応援室窓口や清掃センターで配布しているほか、さいたま市一般廃棄物収集運搬許可業者に配布して、排出事業者への情報伝達を図っています。

さらに、平成 21 年度からはタウンページに掲載されている事業所の中から、さいたま市一般廃棄物収集運搬許可業者と事業系ごみ収集運搬契約を締結していない事業所を抽出して、事業系ごみの適正処理などを啓発するダイレクトメールを発送しました。平成 21・22 年度に 29,674 事業所に送付、また、平成 23 年度以降は新規事業所に発送していく予定です。

イ)課題

今後とも、事業系ごみの適正処理指導を推進していきます。

[参考]

平成 22 年度の現況評価及び施策評価は、前計画で設定した指標を用いて行っています。

改訂計画では、平成 21 年度の現況値を基に新たに施策項目毎の指標と数値目標を設定し、平成 23 年度以降の進捗状況の評価することとしています。

参考に、改訂計画で設定した指標及び数値目標と、平成 21 年度及び平成 22 年度の現況値を比較した結果について以下に示します。

表 2-5-14 改訂計画で定めた「一般廃棄物対策の推進」の指標

指標	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	目標値 (平成 32 年度)
市民一人一日あたりのごみ排出量 (資源物を除く)	g	800	778	780 (平成 29 年度)
一般廃棄物再生利用率	%	21.8	22.4	34 (平成 29 年度)
一般廃棄物最終処分比率	%	8.1	7.4	6 (平成 29 年度)

2 産業廃棄物対策の推進

2.1 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の推進

(1) 現況及び評価と課題

＜産業廃棄物の発生の状況＞

ア) 現況及び評価

事業所や建設現場などから発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法に定められた 20 種類の廃棄物が「産業廃棄物」、そのうち爆発性・毒性・感染性などのおそれがあるものが「特別管理産業廃棄物」として区分されています。産業廃棄物の処理は排出事業者の責任において、自ら又は許可業者への委託により行われています。

市内の産業廃棄物処理業者から提出された平成 21 年度における産業廃棄物の収集運搬実績報告によると、さいたま市内で発生した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の量は約 65 万 5 千 t で、多いものはがれき類が全体の約 35%、汚泥が約 18%でした。

また、市内発生量のうち市外に搬出されて中間処理された量は約 49 万 t でした。一方、市外で発生し、処理のために市内に持ち込まれた量は約 20 万 t でした。市内には産業廃棄物の最終処分場は設置されておらず、焼却などにより中間処理された産業廃棄物は市外で埋め立てられています。

表 2-5-15 産業廃棄物市内発生量(実績報告による)

指標	産業廃棄物(t)	
		特別管理産業廃棄物(t)
汚泥	119,495	159
がれき類	228,161	-
廃油	26,604	19,840
廃プラスチック類	47,948	-
ガラスくず・陶磁器くず等	72,716	-
金属くず	41,535	-
感染性産業廃棄物	-	3,230
廃酸・廃アルカリ	2,951	691
その他	90,992	186

※市内発生量は、平成 21 年度産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬実績報告書に基づき算出したもので、報告対象事業者 5,925 社に対し、4,349 社(73.40%)の実績値です。

表 2-5-16 産業廃棄物に係る現況(実績報告による)

指標	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市内の産業廃棄物発生量(t)	663,006	744,568	775,394	704,211	811,814	797,745	654,508
市外からの産業廃棄物発生量(t)	504,870	126,620	299,785	241,851	268,807	233,079	195,559
市内排出産業廃棄物のうち 市外へ移出された量(t)	158,593	523,408	539,617	492,201	560,856	590,360	486,169

※平成 16 年度から岩槻区分を含む。

イ) 課題

汚泥は特に最終処分量が多く、市内に最終処分場がないことから、さらに再生利用を推進していく必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

■使用済自動車のリサイクルに対する指導

事業内容	<p>「自動車リサイクル法」では、使用済自動車（廃車）から出る有用な資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るべきことが定められています。本市では、使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに自動車解体業者及び破砕業者の許可を行っています。</p> <p>また、解体業者及び破砕業者に対しては定期的に、引取業者及び回収業者に対しては必要に応じて立入検査を行い、処理状況を確認・指導しています。平成 22 年度には 28 件の立入検査を行いました。</p>
主な成果	<p>使用済自動車の引取・回収・解体・破砕業者に対する指導を実施。</p> <p>自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業の新規許可の実施と、処理状況を確認・指導するために立入検査（28 件）を実施。</p>
目標との整合・今後の課題	<p>自動車リサイクル法についてユーザーにさらに啓発を行い、不法投棄されにくい環境を整備する必要があります。</p>

■市民参加による産業廃棄物処理施設見学会を実施（埼玉県彩の国資源循環工場）

事業内容	<p>循環型社会を形成するためには、便利で快適な日常生活を支える生活用品や電気、水等の生産活動から多くの産業廃棄物が発生していること、その産業廃棄物の処理が資源循環の重要な役割を担っている事など、市民生活と産業廃棄物が密接な関係であることを認識していただくことが必要です。そこで、産業廃棄物がどのように発生し、どのように処理され、あるいは再資源化されているのかを市民に分かりやすく紹介するため産業廃棄物処理施設見学会を実施しました。</p> <p>平成 22 年度は対象を市内在住の小学校 4 年生とその保護者とし、埼玉県彩の国資源循環工場（埼玉県大里郡寄居町、最終処分場）内の 3 施設（株）埼玉ヤマゼン、（株）エコ計画）とコカ・コーライーストジャパンプロダクツ(株)岩槻工場(18 日のみ)、エーザイ(株)美里工場(20 日のみ)の視察を 8 月 18 日、8 月 20 日の 2 回行い、合計 31 組 62 名が参加しました。</p>																
主な成果	<p>産業廃棄物処理施設見学会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回目参加人数</td> <td>31 人</td> <td>37 人</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>2 回目参加人数</td> <td>38 人</td> <td>34 人</td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>69 人</td> <td>71 人</td> <td>62 人</td> </tr> </tbody> </table>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	1 回目参加人数	31 人	37 人	32 人	2 回目参加人数	38 人	34 人	30 人	合計	69 人	71 人	62 人
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度														
1 回目参加人数	31 人	37 人	32 人														
2 回目参加人数	38 人	34 人	30 人														
合計	69 人	71 人	62 人														
目標との整合・今後の課題	<p>開催したことについて処理指導計画の達成度を図るだけでなく、その先にある、市が意図している「市民の産業廃棄物に対する理解」や「市と市民が連携・協力を努めること」ができたかを具体的に図れるよう計画します。</p>																

■排出事業者を対象に、産業廃棄物処理実務者研修会を実施

事業内容	<p>事業活動により生じた産業廃棄物の削減、リサイクル、管理等についての自主計画をたて、社内の周知徹底を図るなどし、適正処理を図るとともに環境意識の向上に努めることが排出事業者の義務です。</p> <p>平成 22 年度は、平成 23 年 2 月に排出事業者を対象に産業廃棄物の処理基準や処理委託などに関する研修会を実施しました。</p>
主な成果	<p>産業廃棄物処理実務者研修会 参加者 69 人</p>
目標との整合・今後の課題	<p>排出事業者が廃棄物の適正処理に対する意識や環境意識を向上させるために、排出事業者に的を絞って研修会を行うなどして、さらに啓発を進めます。</p>

2.2 適正管理・処理の推進

(1) 現況及び評価と課題

<産業廃棄物の処理状況>

ア) 現況及び評価

市内には産業廃棄物の最終処分場は設置されておらず、焼却などにより中間処理された産業廃棄物は市外で埋め立てられています。よって、産業廃棄物の排出量の現状維持をすることを目指し、平成16年度に産業廃棄物の実態調査を行いました。この実態調査の結果、平成15年度に市内で実際に排出された産業廃棄物量は、113万tと推計されました。

実態調査結果を受けて、平成17年度に「さいたま市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、中期目標として産業廃棄物の最終処分率を設定しています。

表 2-5-17 ごみの適正処理に係る現況

指標	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(年度)
産業廃棄物の排出量推計(t)※1	1,130,000	1,063,641	953,520	1,061,940	1,076,578	890,487	—
産業廃棄物の最終処分率(%)	3	2.2	2.2	2.6	2.3	1.3	0.6%(平成27年度) 0%(平成32年度)
産業廃棄物の再生利用率(%)※2	60	49	31	30	34	34	—

※1 排出量推計＝発生量推計＝実績報告書の集計値(654,508)÷報告書提出率(0.735)

※2 再生利用率 平成17年度以降は実態調査を行った平成15年度と異なり、実績報告書を元に集計しているため、再生利用率が低い数値となっています。

イ) 課題

市内に最終処分場がないことから、再生利用を推進し減量する必要があります。

<廃棄物の不適正処理の状況>

ア) 現況及び評価

平成22年度に各清掃事務所が把握した不法投棄件数は1,937件で、不法投棄されたごみの収集量は166.1tでした。

表 2-5-18 廃棄物に係る不適正処理の状況

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
清掃事務所における不法投棄収集実績(件)	1,405	1,567	1,989	3,096	1,510	1,859	1,889	1,937

※平成17年度から岩槻区分を含む。

産業廃棄物指導課に寄せられた廃棄物などに関する苦情や、パトロールで発見した不適正処理件数は、平成22年度には109件ありました。内訳の主なものとして、不法投棄が50件、野外焼却が33件となっています。

これらの不適正処理に対しては、速やかに実態を調査し、行為者が特定できたものについては改善指導を行っています。

表 2-5-19 産業廃棄物に係る不適正処理の状況(件)

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
野外焼却	55	75	263	204	67	28	14	33
不法投棄	38	76	78	91	82	29	14	50
保管基準違反	19	10	20	6	1	10	11	15
悪臭	1	0	1	2	0	0	0	2
粉じん・飛散	1	6	3	1	0	0	0	2
その他	10	7	35	22	11	0	0	7
合計	124	174	400	326	161	67	39	109

※平成 17 年度から岩槻区分を含む。

イ)課題

不法投棄や野外での焼却などの不適正な処理については、関係機関と連携して監視体制を強化し未然防止するとともに、不法投棄などの防止に向けた普及・啓発が必要です。

(2)個別施策の実施状況と課題

■産業廃棄物適正処理の促進(産業廃棄物の排出事業者に対する指導)

事業内容	本市では、主に多量排出事業者の事業場、建築物解体現場、病院等の医療系廃棄物排出事業場への立入検査を行っています。 立入検査においては、主に産業廃棄物の保管状況や委託処理状況を確認・指導しています。				
主な成果	産業廃棄物排出事業者などへの立入検査件数				
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	産業廃棄物処理施設を設置している排出事業者	24 件	25 件	18 件	19 件
	病院等の医療系廃棄物排出事業場	52 件	54 件	59 件	53 件
	アスベスト排出事業場	58 件	45 件	33 件	35 件
	多量排出事業者	11 件	12 件	3 件	0 件
	合計	145 件	136 件	113 件	107 件
目標との整合・今後の課題	産業廃棄物の適正処理を徹底するため焼却施設などを有する事業場及び懸案事業場に対する立入検査件数をさらに増やし、許可業者に係る評価制度を導入します。				

■産業廃棄物適正処理の促進(産業廃棄物処理事業者に対する指導)

事業内容	本市では、市内の産業廃棄物中間処理場、産業廃棄物積替え保管施設、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設(自己処理施設)への立入検査を定期的に行い、適正処理を指導しています。				
主な成果	産業廃棄物処理業者への立入検査				
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	立入検査件数	200 件	180 件	190 件	134 件
目標との整合・今後の課題	産業廃棄物の適正処理を徹底するため焼却施設などを有する事業場及び懸案事業場に対する立入検査件数をさらに増やします。				

■PCB 廃棄物保管状況届出受理・指導事務

事業内容	<p>PCB（ポリ塩化ビフェニル）は電気の絶縁油などに用いられてきた物質ですが、人体に入ると皮膚や肝臓に障害が出ることが分かりました。現在では、「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB を使用したコンデンサーなどを保有している事業者などは、適正な処理が行える環境が整備されるまで、毎年その保管状況を報告することが義務付けられています。</p> <p>そのため本市では、事業者などからの保管状況届出の徹底と適正保管の推進を図っています。平成 22 年度の届出件数は 457 件でした。</p> <p>また、届出に基づいた立入検査を 21 件行い、適正な保管が行われるよう指導しました。</p>																		
主な成果	<p>PCB 廃棄物保管事業者に対する指導実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出件数</td> <td>463 件</td> <td>477 件</td> <td>463 件</td> <td>457 件</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>81 件</td> <td>83 件</td> <td>52 件</td> <td>21 件</td> </tr> </tbody> </table>					平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	届出件数	463 件	477 件	463 件	457 件	立入検査件数	81 件	83 件	52 件	21 件
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度															
届出件数	463 件	477 件	463 件	457 件															
立入検査件数	81 件	83 件	52 件	21 件															
目標との整合・今後の課題	<p>PCB 廃棄物の適正処理を推進するために、保管事業者への指導を行うとともに、平成 19 年度から始まった処理に関する綿密な情報提供を行う必要があります。また、現在使用中の PCB 含有の可能性が高い電気機器については、保有する事業者に対し調査を行うよう啓発するとともに、使用を廃止した際の処理方法について周知を徹底する必要があります。</p>																		

■土砂の適正処理対策

事業内容	<p>本市では、「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、埋立てや盛土を行う面積が 500 m²以上の場合には許可が必要となりますので、土地所有者及び土砂のたい積を行う者の責務並びに汚染された土砂のたい積の禁止を啓発しています。</p> <p>平成 22 年度には、この条例に基づき、69 件について許可を行いました。</p>													
主な成果	<p>土砂のたい積許可件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たい積許可件数</td> <td>119 件</td> <td>72 件</td> <td>87 件</td> <td>69 件</td> </tr> </tbody> </table>					平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	たい積許可件数	119 件	72 件	87 件	69 件
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度										
たい積許可件数	119 件	72 件	87 件	69 件										
目標との整合・今後の課題	<p>土砂のたい積については、条例違反者に対し、指導を徹底するなど、不法な土砂のたい積の未然防止を図る必要があります。</p>													

■産業廃棄物処理業者を対象に、産業廃棄物適正処理講習会を実施

事業内容	<p>産業廃棄物処理業者は「廃棄物処理法」を支える重要な役割を担うため、法の精神を十分に理解した上で、産業廃棄物の適正処理を推進していくという認識を持ち、事業に取り組んでいくことが大切です。</p> <p>平成 22 年度は、平成 23 年 2 月に産業廃棄物処理業者を対象に産業廃棄物の処理実務や法改正内容等に関する講習会を実施しました。</p>			
主な成果	<p>産業廃棄物適正処理講習会 参加者 76 人</p>			
目標との整合・今後の課題	<p>産業廃棄物処理意識や環境意識を向上させるために、産業廃棄物処理業者に的を絞って講習会を行うなどして、さらに啓発を進めます。</p>			

2.3 重点施策事業の実施状況及び評価と課題

(1) 産業廃棄物の適正処理の推進

ア) 実施状況及び評価

産業廃棄物の排出量は増大し、質的な多様化、産業廃棄物最終処分場の逼迫などの問題が指摘されています。このため産業廃棄物の排出抑制や再生利用による減量化を促進するとともに、安全かつ適正な処理を一層推進することが重要な課題となっています。

本市では、平成 16 年度に実施した産業廃棄物処理実態調査に基づき、平成 17 年度に「さいたま市産業廃棄物処理指導計画」を策定しました。

今後は、同計画に挙げられた目標を達成するため、各種施策を推進していきます。

イ) 課題

産業廃棄物最終処分場を市内に持たない本市は、平成 32 年度「最終処分ゼロ」を目指しています。

最終処分量を削減するには、排出抑制及び再生利用を推進する必要があります。特に最終処分量の多い建設系混合廃棄物の分別や汚泥の再生利用を推進する必要があります。

[参考]

平成 22 年度の現況評価及び施策評価は、前計画で設定した指標を用いて行っています。

改訂計画では、平成 21 年度の現況値を基に新たに施策項目毎の指標と数値目標を設定し、平成 23 年度以降の進捗状況の評価することとしています。

参考に、改訂計画で設定した指標及び数値目標と、平成 21 年度及び平成 22 年度の現況値を比較した結果について以下に示します。

表 2-5-20 改訂計画で定めた「産業廃棄物対策の推進」の指標

指標	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	目標値 (平成 32 年度)
産業廃棄物排出量	千 t/年	1,438 (平成 20 年度)	655 (平成 21 年度)	1,438 (平成 27 年度)
産業廃棄物最終処分量	千 t/年	25 (最終処分率 2%) (平成 20 年度)	8 (平成 21 年度)	10 (平成 27 年度)

※現況値は、実態調査に基づく平成 21 年度の数値と異なり、実績報告書をもとに集計しているため、低い数値となっています。